

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：小川町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8%
全職員	88.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.7%
31～35年	97.3%
26～30年	94.2%
21～25年	99.6%
16～20年	92.1%
11～15年	95.1%
6～10年	92.1%
1～5年	76.8%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員については、フルタイム勤務者が存在しないため、集計の対象外としている。
- ・育児休業及び休職により給与の一部を支給されない職員を各月ごとの平均を算出する際に除算している。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。
- ・勤続年数別の勤続年数1～5年には、埼玉県教育委員会から派遣された職員（指導主事等）3名を含んでおり、当該職員が男性職員であることから、男女の給与の差異に表れている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は85.2%となっていることから、男女の給与の差異に表れている。
- ・育児のための部分休業により給与に減額が生じている職員が女性職員のみであることから、男女の給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。